

日本大学経済学部長殿

誓約書

このたび、日本大学経済学部主催の令和9年(2027年)年間留学プログラムに出願及び参加するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

全般的な事項

- 1 日本大学経済学部(以下、本学部という)年間留学プログラム募集要項を確認の上、選考試験に通過し本年間留学生候補者に選出された後は、本学部が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分承諾のうえ、出願すること。
- 2 本年間留学プログラム募集要項、志望する派遣先大学の概要及び志望する派遣先大学の公式ホームページ等を確認の上、本年間留学で発生する(した)費用について承諾し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。世界的な物価高騰及び為替相場の変動の影響を受け、本年間留学に伴う費用が高騰する可能性があることを承諾し、本年間留学に関する資金は十分余裕をもって準備すること。
- 3 本年間留学生選考試験への出願に当たっては、志望する派遣先大学の所在国・地域(トランジットでの経由国・地域を含む)における外務省危険情報レベル、感染症危険情報レベル及びその詳細を外務省海外安全ホームページ及び現地在外公館ホームページで必ず確認し、本年間留学に伴うリスク(自然災害(悪天候・地震・津波等)、治安悪化(戦争・紛争・テロ・暴動等)、事件(犯罪・誘拐・行方不明等)、事故(交通事故・火災等)及び傷病(感染症・精神疾患等)等)や現地の状況を十分に把握すること。その上で、本年間留学生出願者及び保証人が共に強く希望する場合のみ出願すること。
- 4 本年間留学生として留学するに当たり、本学部年間留学制度の目的と求める人物像を理解し、本年間留学期間中はその目的を達成できるよう学業に専念すること。
- 5 本年間留学生活に適応できる健康状態であること。外国において学修・生活する本年間留学に参加するにあたり、健康上特記すべき事項(治療中の疾患、経過観察中の疾患、本年間留学参加について出願者が不安と感じる症状及び過去10年以内における通院歴を含む)を出願時に必ず申告すること。治療中の疾患・経過観察中の疾患及び本年間留学参加について出願者が不安と感じる症状がある場合は、主治医・かかりつけ医等の診断を受け、現時点では本年間留学プログラムへの参加が可能な健康状態であるか否かについて判断を仰ぎ承諾を得たうえで出願すること。出願後においても健康上特記すべき事項が生じた場合・発覚した場合は、随時速やかに申告すること。また、治療中の疾患・経過観察中の疾患及び本年間留学参加について出願者が不安と感じる症状がある場合は、本年間留学派遣前に「留学は可能であると診断する」と明記した診断書を提出すること。主治医による英文紹介状や処方薬持参についての薬剤所持証明書など他の必要事項がある場合は、これらに関する教務課の指示に従うこと。出願時に健康上特記すべき事項が特にない場合であっても、年間留学プログラム派遣前・派遣中に健康上の不安や問題が生じた場合や、派遣・派遣継続にあたり医療機関・専門家の判断が必要と大学が判断した場合は、医療機関への相談・通院や追加の書類(診断書等)の提出を求められることを承諾すること。医療機関及び医師等による渡航可能との診断書が本年間留学生から提出された場合であっても、渡航の可否は本学部が決定することを承諾すること(既往歴、基礎疾患の有無及び通院履歴等の情報は要配慮個人情報にあたります)。
- 6 選考試験結果に関する問合せについて、本学部が応じられないことを承諾すること。
- 7 本年間留学生候補者として選出されることは、派遣先大学へ候補者として推薦されることであり派遣先大学での受入れを保証するものではないことを承諾すること。派遣先大学の事情によっては、受入れが許可されない場合もあることを承諾すること。それまで発生した本年間留学準備にかかる費用は全て本年間留学生出願者及び保証人の自己負担とし本学部は費用を求めないこと。また、本年間留学生候補者となった場合、指定の説明会等に必ず参加すること。
- 8 渡航前、渡航中、渡航後に何時でも教務課からの電子メールの受信確認や外務省(現地在外公館を含む)発出情報及び渡航先行政機関発出情報を確認できるスマートフォン等及びPC等の端末を携帯すること。特に教務課からの電子メールの受信確認は、必ず毎日行い、返信を求めている場合には内容を確認のうえ適切に返信すること。
- 9 有事の際の本学部との連絡体制を構築するために、本年間留学生及び保証人の連絡先情報等個人情報を含む個人情報を教務課へ開示すること。有事の際、本学部との連絡体制に則って連絡すること。
- 10 渡航先国・地域の治安悪化、感染症拡大等の状況によっては、本年間留学生の安全確保のため本学部又は派遣先大学が本年間留学若しくは派遣の中止・延期を決定し、又は帰国要請若しくは帰国命令等(オンラインといった授業形態の変更等を含む)を出すことがあることを承諾すること。
- 11 渡航先国・地域の政府等が、緊急事態宣言等を発出し、本年間留学生の日常生活に支障をきたす事態となった場合、渡航先国・地域において外出制限や移動制限、その他制限により正常な本年間留学の実施若しくは本年間留学生の日常生活に支障をきたすおそれがある場合、渡航先国・地域と日本国の航空定期便の停止若しくは停止が予想される場合等において、本年間留学若しくは派遣の中止・延期を決定し、又は帰国要請若しくは帰国命令等(オンラインといった授業形態の変更等を含む)を出すことがあることを承諾すること。
- 12 本学部又は派遣先大学が本年間留学若しくは派遣の中止・延期を決定した場合又は帰国要請若しくは帰国命令を出した場合には、必ず速やかに従うこと。帰国要請及び命令が出された場合は、可能な限り最短の日数で当該要請及び命令に従うこと。また、本学部又は派遣先大学の決定・指示による本年間留学若しくは派遣の中止・延期又は帰国に伴い発生する(した)費用(日本国内移動費用

等、その他関連する諸費用等を含む)は全て本年間留学生・保証人又は保証人同等の家族等の自己負担とし本学部で費用を求めないことを承諾すること。また、奨学金・補助金を受けての本年間留学で渡航中止や途中帰国をした場合において奨学金・補助金の返還分が発生した場合には、理由の如何を問わず速やかに返還すること。

- 13 派遣先大学での履修・生活状況が本年間留学生としての基準を満たさない、あるいはその状況が予見できると本学部が判断した場合、本年間留学中止(渡航前)又は途中帰国及び帰国延期(渡航後)の措置をとることがあることを承諾すること。これら本年間留学中止、途中帰国又は帰国延期措置に伴って発生する(した)経費(日本国内移動費用等、その他関連する諸費用等を含む)は、全て本年間留学生・保証人又は保証人同等の家族等の自己負担とし、本学部で費用を求めないことを承諾すること。また、奨学金・補助金を受けての本年間留学で渡航中止や途中帰国をした場合において奨学金・補助金の返還分が発生した場合には、理由の如何を問わず速やかに返還すること。
- 14 本学部が途中帰国及び帰国延期の措置をとる場合、当該本年間留学生の看護等及び帰国同伴のために、保証人又は保証人同等の家族等の渡航先国・地域への渡航要請を本学部が行う場合があることを承諾すること。保証人又は保証人同等の家族等の渡航に伴って発生する(した)経費(日本国内移動費用等、その他関連する諸費用等を含む)は、全て保証人又は保証人同等の家族等の自己負担とし、本学部で費用を求めないことを承諾すること。
- 15 本学部及び派遣先大学が、渡航前も含め、休校、授業プログラム数の縮小、授業期間の短縮などを行った場合も、派遣先大学へ支払った宿泊費、食費、施設使用料等は原則として返金されないことを承諾すること。
- 16 本学部及び派遣先大学の判断により本年間留学が中止・延期となった場合又は帰国要請若しくは帰国命令を出した場合、本学部及び派遣先大学に異議を申し立てないこと。
- 17 本年間留学参加にあたり感染症等のり患等の健康リスクがあることを予め承諾すること。
- 18 日本国、渡航先国・地域(トランジットでの経由国・地域を含む)、派遣先大学がワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、定められた期日までに指定されたワクチンを所定の回数接種すること。日本国、渡航先国・地域(トランジットでの経由国・地域を含む)、派遣先大学がワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、当該ワクチン接種証明書を提出すること。日本国、渡航先国・地域(トランジットでの経由国・地域を含む)、本学部及び派遣先大学等における感染症等の防疫に関する法律、規則等に従うこと。
- 19 本年間留学中のリスクとそれに伴う諸般の事情により学修計画の変更を余儀なくされる可能性があること及びその結果、派遣先大学で履修を予定した科目を履修できない場合、渡航先国・地域への入国時に指定場所等での待機等の措置が求められ派遣先大学の学期開始に間に合わない場合、本学部の卒業・修了時期が変更となる場合などがあることを、予め承諾すること。
- 20 本年間留学期間中は自己責任で行動すること。「自分の身は自分で守る」という原則に基づき、本年間留学中のリスクについて具体的に把握した上で必要な行動を主体的に取ること。
- 21 本年間留学プログラム募集要項等に記載された事項を承諾すること。
- 22 本年間留学期間は、本学部における前学期及び後学期の 2 学期間であり、休学は伴わず学年は進行することを理解していること。
- 23 中途帰国した場合は、留学在籍料の措置が受けられず、通常の学費を払うことに同意すること。
- 24 派遣先大学で修得した単位については、本学部で承認された場合のみ単位として認められるものであることを理解していること。
- 25 本年間留学が終了する学期末で卒業を希望する場合、本年間留学プログラム終了後に発行される派遣先大学の成績証明書が、本学部での単位認定のための書類提出期限に間に合わず、結果として卒業延期となってしまう可能性があることを理解していること。
- 26 本年間留学が終了する学期末で卒業を希望する場合であっても、個人の卒業要件に必要な単位と、認定される単位が必ずしも合致せず、結果として卒業延期となってしまう可能性があることを理解していること。
- 27 本年間留学中に本学部を卒業・修了することはできないこと、その他学修計画について、本学部(教務課等)と事前に連携をとることを承諾していること。
- 28 出願時に記入・入力された個人情報及びその後に提出された個人情報について、本学部(教務課等)、本学部の危機対応関係部署、派遣先大学、本学部が指定する旅行代理店、本学部が指定する保険代理店、本学部が指定する危機管理サポートサービス提供会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡、本年間留学プログラム運営及び教務課が主催するその他のプログラム運営のために法令等に従い共有、利用することを承諾すること。
- 29 渡航中及び帰国後の指定された場所での待機期間中の自然災害(悪天候・地震・津波等)、治安悪化(戦争・紛争・テロ・暴動 等)、事件(犯罪・誘拐・行方不明等)、事故(交通事故・火災等)、傷病(感染症・精神疾患等)、渡航者自身による現地法令違反等 による損害等に対して、本学部及び本学部教職員、派遣先大学、派遣先大学教職員、渡航委託旅行会社、保険会社、危機管理サポートサービス提供会社、その他関係するスタッフ等に重大な過失がない限り、損害賠償を求めないこと。
- 30 誓約した内容に反する行動をとった場合に処分を受けるおそれがあることを予め承諾すること。選考試験に通過した時点以降、誓約書記載事項に反した場合は、本年間留学生の資格が取り消され、本年間留学が中止もしくは中断となっても異議を申し立てないこと。
- 31 本誓約書に記載されていないその他の事項については、本学部の指示に従うこと。

**本年間留学生候補者選出後の必要な手続きに関する事項**

- 32 本年間留学に必要な手続き(派遣先大学に提出する各種書類等の作成・提出、パスポート及び査証(ビザ)の取得、学内諸手続き、留学費用の支払い等)は、派遣先大学又は本学部の指示に従い、責任をもって確認し、指定された期限内に行うことに同意すること。
- 33 本年間留学にあたっては、出発日から帰国日を期限内に含む本学部指定の海外旅行保険、危機管理サポートサービスに加入し、年間留学期間中は自己の健康管理及び安全管理に十分注意すること。また、本学部指定の海外旅行保険に加入した場合であっても派遣先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 34 危機管理のため、本学部と連絡が取れるよう出発日から日本帰着日まで常に日本からの着信及び日本への発信ができるようスマートフォン等及び PC 等の端末を手配し、その電話番号・電子メールアドレスを本学部へ報告すること。また、保証人又は保証人同等家族等との間で、派遣期間中の緊急時に即時に連絡が取れる方法を予め確定し、共有しておくこと。

**本年間留学期間中に関する事項**

- 35 本年間留学期間中は、教務課が定める時期・方法(電子メール等)にて近況を報告すること。
- 36 派遣先大学が定める規則に従い、渡航先国・地域の法令を遵守し、習慣を尊重すること。ただし、渡航先国・地域の法令で認められている場合であっても、20 歳未満の本年間留学生は飲酒や喫煙をしないこと。また、派遣先大学教職員等の指示に従い、滞在国・地域の公序良俗に反することがないように注意すること。薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、派遣先の国・地域で適用される法令のみならず、日本国の法令で禁止されているものについても行わないこと。
- 37 本年間留学期間中、本学の学則及び諸規程に従うこと。渡航先国・地域では安全に心がけて行動すること。本年間留学期間中においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また、危険なスポーツ(スカイダイビング・バンジー・ジャンプ等)は絶対に行わないこと。
- 38 本年間留学期間中に派遣先大学のある都市を離れる場合は、所定の方法で事前に教務課の許可を得ること。渡航先国・地域の治安、感染症等の状況によっては、本年間留学生の安全確保のため派遣先大学のある都市を離れることについて許可されない場合や自粛が求められる場合があることを承諾すること。
- 39 本年間留学期間中、不慮の事故により生じた損害及び自己の故意、過失により生じた損害については、派遣先大学及び本学部は一切の責任を負わず、損害を与えた当該の者が負担することを承諾すること。また、これらの行為により派遣先大学及び本学部へ損害を与えた場合は、その責任を負うことを承諾すること。
- 40 渡航先国・地域において疾病に罹患又は受傷した場合、現地の法令及び医療体制に従い治療を受けることを承諾すること。また、当該疾病又は受傷が本年間留学の継続に影響を与える場合(影響を与えるおそれがある場合を含む)、教務課に速やかに報告すること。
- 41 やむを得ない事情で本年間留学期間中に帰国しなければならなくなった場合は、事前に教務課に連絡し承諾を得なければならないことを承諾すること。

**本年間留学期間終了後に関する事項**

- 42 帰国時に必要な手続き(渡航先国・地域出国前の検査証明の取得、帰国時に公共交通機関の不使用及び自宅等での待機等を求められたときの対応(公共交通機関以外の交通機関の確保、待機用宿舎の確保を含む)等)は、派遣先大学又は本学部の指示に従い、自らの責任において行うこと。また、待機期間中は本学部との連絡を維持できる手段を確保し、本学部との連絡を緊密に継続すること。移動手段の確保及び隔離等により発生する(した)費用は全て本年間留学生・保証人の自己負担とし本学部へ費用を求めないことを承諾すること。
- 43 本年間留学の全カリキュラム終了後は、必ず指定された日に帰国し、帰国後 1 か月以内に本学部へ報告書を提出すること。
- 44 本年間留学プログラムの留学経験者として、留学プログラムの募集説明会及び学生への助言等についてすすんで協力すること。

年間留学生出願者は、上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

経済学部

学科 年

年間留学生出願者氏名 \_\_\_\_\_ 印 ※自署による署名の上捺印

令和9年（2027年）出発

保証人は、年間留学生出願者及び保証人が上記誓約事項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

保 証 人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 ※自署による署名の上捺印

※必ず年間留学生出願者及び保証人各々が本誓約書を精読し、全ての条項を承諾した上で誓約書に自署による署名・捺印してください。なお、年間留学生出願者と保証人の印は、各人の異なる印を必ず使用してください。同一印の使用は認めません。

※必ず誓約書の全てのページ（1～4ページ）を提出願います。